

次世代の教育情報化推進事業（情報活用能力の育成等に関する実践的調査研究）
情報教育の体系的な推進
審査基準

1. 採択案件の決定方法

提案された企画提案書（事業実施計画書）について審査を行い、予算の範囲内で各評価項目の得点合計が高い順に採択案件を決定する。

2. 審査方法

企画提案書に基づき、文部科学省に設置された企画評価委員会において書類選考を実施。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

なお、決定の際、全体の提案状況に応じて、地域性等を考慮する場合がある。

3. 評価方法

書類審査に係る評価項目及び評価基準は、次のとおりとし、各審査員が評価した結果の合計の平均を当該提案者の得点とする。

(1) これまでの ICT 環境整備・活用状況等に関する評価項目（15 点）

〔評価基準〕

大変優れている＝5点 優れている＝3点、普通＝2点 やや劣っている＝1点、劣っている＝0点

- ① 教育委員会等において、ICT活用、情報教育、教科教育等の実践的研究の実績を有していること。
- ② タブレット端末や電子黒板などのICT機器が事業実施に支障のない程度整備されており、活用されていること。
- ③ 中央教育審議会における次期学習指導要領に関する議論も含め、事業の趣旨・内容を理解し、事業を適切に実施可能な実績やノウハウを有していること。

(2) 事業実施主体に関する評価項目（8 点）

〔評価基準〕

大変優れている＝4点 優れている＝3点 普通＝2点 やや劣っている＝1点、劣っている＝0点

- ① 受託先と教育機関等の連携・協力体制が構築されており、業務管理を適切に遂行できる担当者を配置し、本事業を展開できる人員・組織体制が整っていること。また、推進校において、学校全体での取組が行われる体制が整っていること。
- ② 実施主体が適切に監督・指導できる体制が整っており、本事業終了後も継続して指導・助言が可能となるよう留意していること。

(3) 事業内容に関する評価項目（40 点）

〔評価基準〕

大変優れている＝5点 優れている＝4点、普通＝2点 やや劣っている＝1点、劣っている＝0点

- ① 事業内容が具体的に記載され、実現性・妥当性があるとともに、本事業の意図と合致していること。
- ② 計画されているスケジュールや実施計画が、情報活用能力の育成に資する教育課程編成を軸とした具体的かつ無理のないものとなっていること。
- ③ 情報活用能力の育成に資する優れた効果を上げるための創意工夫がなされていること。
- ④ 実践授業の種類が多い、研究内容が充実しているなど、意欲的な取組であること。
- ⑤ 取組の計画自体に、PDCAサイクルが有効に働く仕組みが組み込まれていること。
- ⑥ 事業成果の普及を図るための取組が期待できること。
- ⑦ 妥当な経費が示されていること。
- ⑧ 本事業終了後も、この取組を継続して実施することが期待できること。

(4) ワーク・ライフ・バランス等に関する項目（2 点）

以下のいずれかの認定を有していれば加点する。

ただし、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）を受けていること。

認定段階1 = 1点 認定段階2 = 1.5点 認定段階3 = 2点

行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主に限る） = 0.5点

② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）を受けていること。

くるみん認定 = 1点 プラチナくるみん認定 = 1.5点

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

ユースエール認定 = 1.5点

次世代の教育情報化推進事業（情報活用能力の育成等に関する実践的調査研究
各教科等の指導におけるICT活用
審査基準

1. 採択案件の決定方法

提案された企画提案書（事業実施計画書）について審査を行い、予算の範囲内で各評価項目の得点合計が高い順に採択案件を決定する。

2. 審査方法

企画提案書に基づき、文部科学省に設置された企画評価委員会において書類選考を実施。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

なお、決定の際、全体の提案状況に応じて、地域性等を考慮する場合がある。

3. 評価方法

書類審査に係る評価項目及び評価基準は、次のとおりとし、各審査員が評価した結果の合計の平均を当該提案者の得点とする。

(1) これまでのICT環境整備・活用状況等に関する評価項目（15点）

〔評価基準〕

大変優れている＝5点 優れている＝3点、普通＝2点 やや劣っている＝1点、劣っている＝0点

- ① 教育委員会等において、ICT活用、情報教育、教科教育等の実践的研究の実績を有していること。
- ② タブレット端末や電子黒板などのICT機器が事業実施に支障のない程度整備されており、活用されていること。
- ③ 中央教育審議会における次期学習指導要領に関する議論も含め、事業の趣旨・内容を理解し、事業を適切に実施可能な実績やノウハウを有していること。

(2) 事業実施主体に関する評価項目（8点）

〔評価基準〕

大変優れている＝4点 優れている＝3点 普通＝2点 やや劣っている＝1点、劣っている＝0点

- ① 受託先と教育機関等の連携・協体制が構築されており、業務管理を適切に遂行できる担当者を配置し、本事業を展開できる人員・組織体制が整っていること。また、推進校において、学校全体での取組が行われる体制が整っていること。
- ② 実施主体が適切に監督・指導できる体制が整っており、本事業終了後も継続して指導・助言が可能となるよう留意していること。

(3) 事業内容に関する評価項目（40点）

〔評価基準〕

大変優れている＝5点 優れている＝4点、普通＝2点 やや劣っている＝1点、劣っている＝0点

- ① 事業内容が具体的に記載され、実現性・妥当性があるとともに、本事業の意図と合致していること。
- ② 計画されているスケジュールや実施計画が、この取組の目的達成のために具体的かつ無理のないものとなっていること。
- ③ 教科指導等におけるICT活用について優れた効果を上げるための創意工夫がなされていること。
- ④ 実践授業の種類が多い、研究内容が充実しているなど、意欲的な取組であること。
- ⑤ 取組の計画自体に、PDCAサイクルが有効に働く仕組みが組み込まれていること。
- ⑥ 事業成果の普及を図るための取組が期待できること。
- ⑦ 妥当な経費が示されていること。
- ⑧ 本事業終了後も、この取組を継続して実施することが期待できること。

(4) ワーク・ライフ・バランス等に関する項目（2点）

以下のいずれかの認定を有していれば加点する。

ただし、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）を受けていること。

認定段階1 = 1点 認定段階2 = 1.5点 認定段階3 = 2点

行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主に限る） = 0.5点

② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）を受けていること。

くるみん認定 = 1点 プラチナくるみん認定 = 1.5点

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

ユースエール認定 = 1.5点